

## 三浦市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三浦市ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれがないもので、その範囲は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治性のあるもの
- (2) 宗教性のあるもの
- (3) 意見広告
- (4) 名刺広告
- (5) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に該当する営業に関するもの
- (7) その他広告として適当でないと市長が認めたもの

(広告枠の貸し付け)

第3条 市は、広告代理店又は同等の業務を行う事業者（以下「事業者」という。）に対して、広告枠を賃貸する契約を締結することができる。その際、市と契約を締結した事業者（以下「契約事業者」という。）は市に対し賃借料を納付し、かつ広告枠の適正運営に努める義務を負う。

(広告掲載の申込み等)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、契約事業者に掲載申込を行わなければならない。

2 契約事業者は、前項の申込みがあったときは、速やかに市長に審査を依頼しなければならない。

3 市長は、前項の依頼があったときは、速やかに掲載の可否を決定し、契約事業者に通知しなければならない。

(広告掲載料)

第5条 申込者が支払う広告掲載料（以下「掲載料」という。）は、契約事業者が別途設定するものとする。

(掲載料の支払い)

第6条 広告掲載の決定を受けた申込者は、契約事業者に掲載料を支払うものとする。

(広告掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、原則1月を単位とする。

2 掲載開始日時は広告掲載月の1日午前0時30分とする。掲載終了日時は、掲載終了日翌日の午前0時30分とする。

3 市長は、掲載開始月を含む会計年度間に限り、複数月に及ぶ広告掲載の決定をすることができる。

(掲載の取消し)

第8条 市長は、申込者又は広告内容が次のいずれかに該当する場合は、第4条第3項の規定による当該広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 当該広告を掲載することで、ホームページの公共性及び品位を害するおそれが生じたとき。

(2) 契約事業者から広告掲載の取消しの申出があったとき。

(記述の変更)

第9条 市が第3条で規定する広告枠の貸し付けを行わない場合は、本要領内の記述を以下のとおり変更するものとする。

(1) 第4条第1項、第5条、第6条における「契約事業者」を、「市長」に置き換える。

(2) 第4条第3項、前条第1項第2号における「契約事業者」を、「申込者」に置き換える。

(3) 第4条第2項を削除する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年1月14日から施行する。